2025年11月1日

令和７－２７

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.27］）

ア．受任者は，委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

イ．受任者が委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担した場合において，その債務が弁済期にないときは，受任者は，委任者に対し，相当の担保を供させることができる。

ウ．受任者が委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合には，その損害の発生が委任者の責めに帰すべき事由によるものであるときに限り，受任者は，委任者に対し，その損害の賠償を請求することができる。

エ．委任者が受任者に不利な時期に委任契約について任意解除をした場合には，やむを得ない事由があったときであっても，委任者は，受任者に対し，その損害を賠償しなければならない。

オ．委任契約において委任者の死亡によっても契約を終了させない旨の特約をしたときであっても，その特約は，無効である。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア

受任者は，自己の名で権利を取得したなら，委任者に移転する必要はないとも思える。しかし，委任者のために権利が取得された場合，委任者に義務も発生しうる。したがって，受任者は，委任者に権利を移転する。

６４６条２項

肢イ

受任者が委任事務を処理するのに必要な債務を負担した場合，委任者が債務を履行すればいいので，受任者は委任者に何ら請求できないとも思える。しかし，債務の弁済期が到来しても，委任者が翻意して債務を履行せず，受任者が相手方から請求を受けるおそれがある。したがって，債務が弁済期にないとき，受任者は委任者に対し，相当の担保を供させることができる。

６５０条２項

肢ウ

受任者が委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合，損害発生が委任者の帰責によらなければ，受任者は，委任者に損害賠償を請求できないとも思える。しかし，委任者は，受任者を介して利益を受けるので，受任者が過失なく受けた損害も，負担する

のが公平である（注)。したがって，受任者は委任者に損害賠償を請求できる。

６５０条３項

肢エ
前提として，当事者はいつでも委任契約を解除できる。委任者は受任者に不利な時期でも解除できるが，原則，損害の賠償を要する。委任者は，やむを得ない事由があっても，損害を賠償しなければならないか。しかし，委任者に酷である。したがって，やむを得ない事由があれば，委任者は賠償義務を免責される。
（注）委任契約は，当事者の信頼関係を基礎とし，信頼関係が失われた場合に契約を継続することはできない。

６５１条１項・２項ただし書・１号

肢オ
委任の終了事由は６５３条各号で法定される。同条１号は強行法規であり，委任者の死亡によっても契約を終了させない特約は，無効ではないか。しかし，たとえば委任者が死亡の直前で委任した場合，委任者の意思を尊重し，契約を終了させない必要がある。また，同号は新たな法律関係の発生を抑え利害関係人を保護する趣旨であり，委任者の意思を排除しない。また，利害関係人は，相続人の地位に基づき，委任契約を解除できる。したがって，委任契約を終了させない合意は有効である。

＜条文＞　６５３条１号
＜判例＞　最判平４．９．２２

令和７－２８

民法上の組合に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.28］）

ア．組合員は，他の組合員が組合契約に基づく出資債務の履行をしないことを理由として，組合契約を解除することができる。

イ．業務執行者があるときであっても，業務執行者でない組合員は，組合の常務については他の組合員を代理することができる。

ウ．組合員が組合財産についてその持分を処分したときは，組合員は，その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。

エ．組合契約に別段の定めがないときは，組合員は，組合員の過半数の同意によって，新たに組合員を加入させることができる。

オ．組合員は，後見開始の審判を受けたことによって脱退する。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　×

組合契約の債務不履行により，当事者である組合員は，契約解除できるとも。しかし，これを認めてしまうと，組合全体の活動が害されてしまう。そこで，法は制限している。

賠償責任で請求できる。（６６９条）

６６７条の２　第２項

肢イ　×

業務執行者以外の組合員は、組合の業務執行権を持たず、他の組合員を代理することもできません。

業務執行者であっても常務を行う場合は、単独で組合員を代理することができます。（６７０条の２　第３項）

業務執行者に任せた以上，組合員は代理権をもたない。

肢ウ

６７６条１項，潜在的持分。処分はできない。

肢エ

６７７条の２

全員の同意があれば加入できる。組合契約の当事者の手続保障。

過半数では足りない。

肢オ

６７９条３号。

後見開始で脱退。法律関係を終了させる必要がある。

令和７－２９

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.29］）

ア．Ａが，Ｂから横領した金銭をもって自己の債権者Ｃに対する弁済に充てた場合において，Ｃが，横領による金銭を受領するにつき善意であっても過失があったときは，Ｃによる金銭の取得は，Ｂに対する関係において法律上の原因がなく，不当利得となる。

イ．悪意の受益者は，不法行為の要件を満たすときに限り，損失者に生じた損害の賠償をする義務を負う。

ウ．債務者が，弁済期にない債務の弁済として給付をした場合において，その給付が錯誤によるものであるときは，給付したものの返還を請求することができる。

エ．債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をし，債権者が善意で債権証書を滅失させたときは，その弁済をした者は，返還の請求をすることができない。

オ．不法な原因のために給付がされた後，当事者間で給付したものの返還が合意されたときは，給付をした者は，その合意に基づき，給付したものの返還を請求することができる。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

悪意，重大な過失であれば，例外的に不当利得になる（最判昭４９．９．２６）。過失のみなので，保護に対する。

肢イ　○

悪意の場合，損害賠償は，不法行為の要件を満たすときのみでよい。（最判平２１．１１．９）

条文には，要件の記載はないが，仮に要件不要とすると，責任が重すぎる。

肢ウ　×

７０６条

錯誤あっても，返還請求できない。期限の利益を放棄したと期待する。元本でなく，得た利益のみ返還すればよい。

肢エ　○

７０７条１項，第三者弁済，錯誤。取消ができるのが原則，しかし，債権者が害されてしまう。その場合は，債権者保護，返還請求できない。

肢オ　○

７０８条で，不法原因給付にあたっても，合意があれば返還請求できる。

法は不法に手を貸さないが目的。合意を禁止する趣旨ではない。

令和７－３０

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.30］）

ア．良好な景観に近接する地域内に居住し，その恵沢を日常的に享受している者は，この者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益が違法に侵害されたことをもって，不法行為による損害賠償を請求することができる。

イ．疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が，その過失によって医療水準にかなったものでなかった場合において，医療水準にかなった医療が行われていたとすれば患者がその死亡の時点でなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されたときは，その医療行為と患者の死亡との間における因果関係が肯定される。

ウ．ある事実を基礎としての論評の表明によって他人の名誉を毀損した場合において，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつ，その目的が専ら公益を図ることにあったときは，人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り，その行為は，違法でない。

エ．労働者Ａが，第三者Ｂの過失による事故によって負傷し，この事故を原因として労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けた。この場合におけるＢのＡに対する損害賠償責任について，Ａの過失をもって過失相殺をすべきであり，かつ，Ａが受けた保険給付の価額を控除すべきときは，損害賠償の額は，まず過失相殺による減額をし，その残額から保険給付の価額を控除する方法により算定する。

オ．人の身体を害する不法行為による損害賠償請求権は，被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは，時効によって消滅する。

１．ア　イ　　２．ア　エ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　２

肢ア　○

景観に関する利益（注１）は，一般的に主体や範囲，内容が不明確である。そこで，公益に分類され，不法行為法により保護できないとも思える。しかし，良好な景観に近接する地域に居住する場合は，その景観が持つ客観的な価値の侵害について，密接な利害関係を持つ。したがって，景観利益という私益として，法的な保護を受け，違法に侵害されれば（注２），損害賠償を請求しうる。

（注１）「他人の権利または『法律上保護される利益』」の「利益」は，イメージとして，権利が保障された上，さらに良くするための＋α（プラスアルファ）の要素である。法的な保護を受けるためには，権利より厳格な要件となる。

（注２）利益に対する違法な侵害を認定するには，刑罰法規や行政法規に違反する場合や，公序良俗，権利の濫用など，社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが必要となる。

最判平１８．３．３０

肢イ　×

医師の医療行為が過失により医療水準に達せず患者が死亡しても，医療行為と死亡結果との間の因果関係が証明されないと，７０９条の要件を満たさない。しかし，患者を救済できず不都合である。したがって，因果関係の立証困難を回避するため，かりに治療が医療水準にかなっていれば，死亡時点で，なお患者が生存した相当程度の可能性があったことについて，法的保護が与えられる。

肢ウ　×

ある事実を基礎とする論評の表明が他人の名誉を毀損すれば，原則として違法である。一方，正当な言論を保護する必要もある。そこで，論評の表明が公共の利害に関し，公益目的であれば，表現の自由として保障され，民法上，違法ではないとも思える。しかし，論評の前提である事実の重要部分について真実性が証明されないと，名誉毀損行為は社会的に不相当である。したがって，民法上も違法であり，不法行為の対象となる。

肢エ　○

(1)ア　前提として，労災保険金について，不法行為に基づく損害賠償額の控除の対象となるか。いわゆる，損益相殺の可否が問題となる。損益相殺は，条文上，規定されない。ただ，不法行為の対象と同一の原因により，損害賠償金と同一目的の利益を取得した場合，公平の観点から，賠償額から控除される。

イ　本肢において，労災保険金が発生した原因は，不法行為の対象となった事故と同一である。給付の目的は，労働者が事故により被った損害を填補することであり，不法行為に基づく損害賠償と同一である。したがって，損益相殺として控除の対象となる。

(2)ア　次に，労働者に過失がある場合，具体的な賠償額の算定において，過失相殺と損益相殺をどのように処理するか。その順序が問題となる。かりに，損益相殺から始めると，被害者の過失による損害額も一緒に控除されてしまい，控除後の残額において被害者が自己の過失分の負担を免れ，公平に反する（注１）。

イ　過失相殺前の損害額は，被害者が原因となって拡大した損害額を含む。一方，損益相殺は，加害者による不法行為と同一の原因により得る給付額を対象とする。したがって，まず損害額全体から，被害者が原因となった損害額を除く（過失相殺）。次に，損益相殺として，保険金給付額を除く（注$_2$）。

肢オ　×

不法行為に基づく損害賠償請求権は，被害者または，法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは，法律関係の早期安定のため，時効によって消滅する。しかし，人の身体を害する不法行為については，例えば怪我の回復に時間がかかり，３年

間のうちに損害賠償請求することが難しい場合もある。したがって，被害者保護の観点より，時効期間が延長され，５年間行使しない場合，時効によって消滅する。

７２４条１号，７２４条の２